

株式会社 イオク

代表取締役社長 井奥英明様

平成19年6月27日

鯉ヶ崎の住環境を守る会

会長 上村 千寿子

回答書に対するお尋ね書

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

さて先日、意見書に対する回答書を頂きました。お忙しい中、回答を頂き、ありがとうございます。ただ、そのなかで、再度確認したいことがございますので、ご回答を文書にて、6月末日までに頂きたいと存じます。よろしくお願い致します。

1. 当会会員の道路境界立ち会いは、法的強制ではない旨回答されました。しかし、文書には立ち会いに協力するかどうかの選択肢を示さず、日程の都合だけを問い合わせています。なぜ立ち会う意志があるかどうかを確認せず、日程の確認だけをしたのか理由をおしえてください。
2. 協力のお願いであるならば、どうして立ち会いの理由がなかったのですか。おしえてください。
3. 立ち会い理由について説明がなかったのは、書き忘れたわけでも故意に書かなかった訳でもなく境界線を確定したいからとのことでしたが、ではどうして境界線を確定したかったのですか。おしえてください。
4. 「境界線を確定したい」という意向を持っていたのは株式会社イオクであると理解して良いですか。
5. マンション用地販売もマンション計画の一端とはまさに詭弁ではないでしょうか。事業主が決まらないまま、7月中旬に建築計画のお知らせ表示を出すと言い切れる根拠をおしえてください。
6. 住民から再三、話し合いの申し入れがあるにも拘わらず、その申し入れを無視してまで、看板を強行設置するのが、貴社の企業姿勢ですか。
7. 貴社の社長が約束されたことを担当者が変更したり、謝罪するのが貴社の企業スタイルだとすると、今回の文書で約束したこと、回答して頂いたことを、また別の方が変更したり、謝罪したりすることがあると考えておか

なければならぬのでしょうか。

8. 貴社では、社長が約束したことが担当者によって覆るのが普通であるとの回答でした。では、今回はご担当者様が、ご担当案件について社長を上回る権限を持っていると理解すれば良いのでしょうか。

敬具

※先日、当会からお送りした文書は「周辺住民への説明のお願い」です。貴社からの回答では「意見書」となっており間違いだと思われそうですが、そのまま貴社の表記を使用させて頂きました。